

○農林水産省告示第千二百六十二号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第九条第六項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（平成二十六年十月十五日農林水産省告示第千四百三十二号）の全部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年七月二十五日

農林水産大臣 山本 有二

我が国は、国土の約七割を占める豊かな森林による水源涵養機能等により水に恵まれており、汽水域を含む河川や湖沼において地域ごとに特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、シジミ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを始めとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給の機能に加え、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与している。

一方、内水面における漁獲量は、昭和五十三年の十三万八千トン进行ピークに、平成二十七年には三万三千万トンまで減少している。その要因として、河川等内水面水産資源の生息環境的变化、オオクチバス等の特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）及びカワウ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。）（以下「特定外来生物等」と総称する。）の生息域の拡大と食害等が指摘されている。また、内水面における養殖生産量についても、昭和六十三年の九万九千トンをピークに、平成二十七年には三万六千トンまで減少している。このうち生産量の五割を占めるうなぎ養殖業において、養殖用種苗の漁獲量が長期的に減少傾向にある。ウナギ資源の持続的な利用を確保するため、同一の資源を利用している周辺諸国・地域による資源管理の推進が必要とされている。

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項に規定する内水面組合（以下「内水面漁業協同組合」という。）の正組員数は、昭和五十八年の五十六万七千人をピークに、平成二十五年には三十三万人まで減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の發揮に支障を来すことが懸念される状況にある。内水面漁業が盛んな地

域には、内水面漁業と農林業、観光業等とが密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多く、内水面漁業の生産体制の脆弱化は、中山間地域の社会の活力の低下にも繋がるものである。

この基本方針は、内水面漁業をめぐるこれらの状況を踏まえて、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項等を定めるものである。なお、この基本方針は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

#### 第一 内水面漁業の振興に関する基本的方向

内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面水産資源の維持増大を図ること、漁場環境の保全・管理の核を担う内水面漁業協同組合が持続的に活動できるようにすること及び遊漁を始めとした川辺での国民の自然との触れ合いを促進し、水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興の進展を図ることを旨として、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進する

こととする。また、施策の推進に当たっては、漁場環境の再生等について、他地域の模範となるような関係者間の連携事例の普及を図ること等により、その着実な実施を図ることとする。

## 第二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

### 1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、内水面水産資源の増殖技術の研究開発を推進するとともに、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術等得られた成果が広く活用されるように普及を図る。また、内水面水産資源の種苗生産施設や中間育成施設の整備を推進するとともに、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、その状況についての都道府県からの報告を踏まえ、緊急に内水面水産資源を回復するための種苗放流等に対する支援等について検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

また、資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、河川域及び海域における生息状況の調査を行うとともに、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

### 2 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、外来魚について、効率的な防除手法の技術開発を進めるとともに、電気ショックカーボート、偽の人工産卵床設置等による防除を推進する。

また、近年特に被害が広域化・深刻化しているカワウについて、カワウ対策に関する内水面漁業者等の知識の向上を図りつつ、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく効果的な駆除活動等を推進することにより、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成二十六年四月二十三日農林水産省・環境省公表）に規定する被害を与えるカワウの個体数を平成三十五年度までに半減させる目標の早期達成を図る。

### 3 内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等

内水面水産資源に係る冷水病等の伝染性疾患の予防及びまん延防止のため、内水面水産資源に係る伝染性疾患に対する迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進するとともに、海外における伝染性疾患の発生状況及び新疾患の発生状況等について情報を収集し、都道府県の協力を得つつ、内水面漁業者に対して、必要な情報を迅速に提供する。

また、内水面水産資源に係る輸入防疫対象疾患の国外からの侵入を防ぐため、隔離検疫等を的確に運

用し、必要があれば、焼却、埋却等の措置を命じる。

### 第三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

#### 1 内水面に係る水質の確保

内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等を促進する。

#### 2 内水面に係る水量の確保

内水面における水量を確保する場合には、各地で流域を中心とした地下水の涵養<sup>かん</sup>を促進するための雨水浸透枡、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水等健全な水循環系の構築に努めるものとする。

#### 3 森林の整備及び保全

森林の有する水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進する。また、地域の多様な主体の参加と

連携による国民参加の森林づくり等を推進する。

#### 4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、その移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、堰等の河川横断施設について、魚道の設置及び改良並びに適切な維持管理を推進する。また、内水面水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

さらに、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、アユ、溪流魚等の産卵場となる礫底れきていの造成、コイ、フナ等の産卵場となる産卵植生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉増殖礁等の設置等の取組を推進する。

#### 5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行うこととし、平面計画や縦横断計画等の河道計画や

河岸の保全・整備等に当たっては、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行う。

#### 第四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

##### 1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、「『日本再興戦略』二千十六」（平成二十八年六月二日閣議決定）に基づき、内水面漁業を営む者を有する地域が、企業・NPO等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」及び複数の地域が連携して機能再編や収益性向上のために策定する「浜の活力再生広域プラン」の取組を推進する。

また、国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイ等について、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成二十八年五月十九日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進を図る。

さらに、内水面漁業においては、漁船の操業、養殖の加温等に用いる原油及び養殖用配合飼料が総費用に占める割合が大きく、これらの価格の変動が経営に与える影響が大きいことから、これらの影響を緩和することを目的として、燃油と配合飼料の価格高騰対策を適切に実施する。



加えて、内水面漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組につき広く情報を収集するとともに、他地域の模範となる地域の取組について、全国への周知を図る。

## 2 多面的機能の發揮に資する取組への支援等

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

## 3 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。

## 4 商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即し、生産における内水面水産資源の食材としての品質の

向上や、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路拡大等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進する。

#### 5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

アユ、サケ・マス、ウナギ等の回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種ごとの生態や利用実態等に応じた支援に努める。

このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているサケについては、全国的に回帰率が大幅に低下していることから、海洋環境の変化に対応できるように、稚魚の放流時期やサイズに留意した放流や自然環境に対する適応能力の高い種苗の育成等により、着実に回帰率の回復に取り組む。さらに、本州太平洋側においては、東日本大震災の影響により、親魚の来遊数が減少していることから、採卵用親魚の確保及び計画放流数の達成に向けた取組の支援に努める。さらに、高品質な親魚の放流場所の調査等を踏まえ、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。

資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、その種苗であるシラスウナギの採捕者、ニホンウナギを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進するとともに、ニホンウナギの効果的な放流手法等の開発を推進する。

## 6 国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁を始めとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業の対象となる内水面では、海面と異なり有用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第五種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合等には同法第二百二十七条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。

このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び体験放流等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験等を目的とした施設の整備を推進する。

また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。

## 第五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

### 1 国内外におけるウナギの資源管理の推進

ウナギ資源の保護・管理を早急に図るため、国際的な資源管理対策として、東アジア地域における資源管理を一層推進するとともに、国内においては、その種苗であるシラスウナギの採捕、ニホンウナギを採捕する漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進する。特に、うなぎ養殖業については、法第二十六条の指定養殖業の許可の制度を活用してシラスウナギの池入量の管理を行う。

### 2 協議会

法第三十五条第一項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。

### 3 平成二十三年原子力事故による被害等への対策

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）に由来する放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっ  
ていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、地方公共  
団体が行う内水面水産資源の放射性物質に係る安全対策について、地方公共団体が行う検査に対し必要  
な支援を行うとともに、検査結果や出荷停止・採捕禁止の措置の状況を取りまとめ、国及び地方公共団  
体のホームページに掲載し、遊漁者や消費者に対して正確な情報提供を行う。また、平成二十三年原子  
力事故による損害については、被害者の早期救済の観点から、東京電力ホールディングス株式会社、関  
係県、関係団体等が出席する連絡会議の開催等により、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償  
金の早期支払等を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。

### 4 内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方

内水面に排出又は放流される水について、浄化槽から排出される残留塩素や公共用水域の残留塩素の  
実態把握、界面活性剤の排出の実態把握による科学的知見の集積に努め、水質汚濁防止法（昭和四十五

年法律第三百三十八号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。